

## 令和元年度 介護報酬の改定について

## ○ 介護職員等特定処遇改善加算の創設

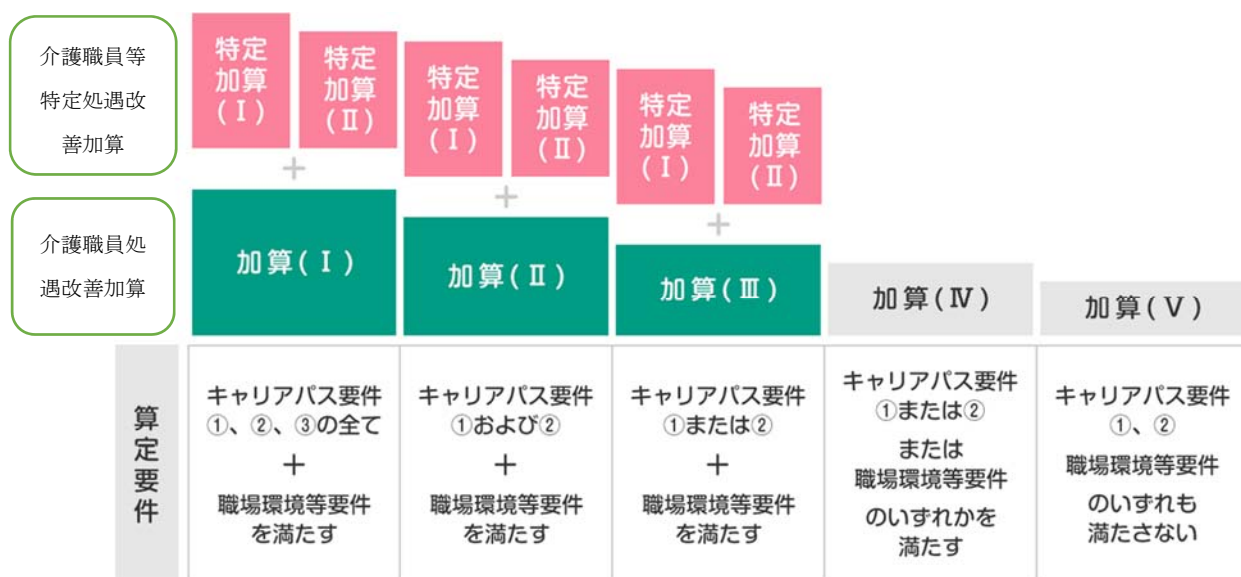
## 1 基本的考え方

介護サービスの維持は我が国の重要課題であるが、介護業界の賃金水準が他業界に比べて低い等の理由から、介護人材の確保が困難な状況にある。

そのため、介護職員の賃金水準向上を目的として、介護職員処遇改善加算による支援が行われてきた。

2019年10月1日より、現行の介護職員処遇改善加算に加えて、「介護職員等特定処遇改善加算」を創設し、介護職員の中で経験や技能のある介護職員に重点化した処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとした。

## &lt;介護職員等特定処遇改善加算のイメージ&gt;



キャリアパス要件①：職員の職位，職責又は職務内容に応じた任用の要件・賃金体系  
 キャリアパス要件②：資質向上のための計画を策定し，研修実施又は研修の機会確保  
 キャリアパス要件③：経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み，又は評価等に応じて  
 定期昇給する仕組み  
 職場環境等要件：職場環境を改善する取組（資質向上，労働環境・処遇の改善等）

## 2 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

### (1) 介護福祉士の配置等要件

各事業所において、介護福祉士の資格を持つ職員が一定以上の配置が必要で、サービス提供体制強化加算（※1）又は日常生活継続支援加算（※2）を算定している場合、特定加算（I）を算定することができる。

※1 サービス提供体制強化加算：利用者に一定基準のサービスを提供する体制が整っているかを評価する加算。介護福祉士の資格を持つ職員が一定以上配置されていることが条件である。

※2 日常生活継続支援加算：居宅での生活が困難な重度の要介護者等で入所の必要度が高い利用者の積極的な受け入れ促進を目的としており、介護福祉士資格を持つ職員を一定以上配置することで、質の高いサービスを提供していることを評価する加算である。

### (2) 現行加算要件

現行の介護職員処遇改善加算（I）～（III）のいずれかを算定していること。  
（IV）（V）は算定不可

### (3) 職場環境等要件

「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1つ以上の取組を行うこと。

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 研修受講支援</li><li>・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li><li>・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築等</li></ul>
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li><li>・ 管理者の労務管理研修実施</li><li>・ ICT活用による業務省力化</li><li>・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li><li>・ 育児休業制度等の充実</li><li>・ 個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li><li>・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成</li><li>・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備等</li></ul>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・ 中途採用者に特化した人事制度の確立</li> <li>・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>・ 非正規職員から正規職員への転換， 職員の増員による業務負担の軽減等</li> </ul>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (4) 見える化要件

介護職員処遇改善加算に基づく取り組みをホームページへの掲載等により公表していること。

- ・ 処遇改善に関する加算の算定状況
- ・ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容